資料６

（案）

備北圏域において不足する外来医療を担う申出書提出の見送りについて

R6.10.31　備北地域医療構想調整会議

１　要旨

令和５年度第３回備北地域医療構想調整会議（令和５年 11 月書面開催）において、新規開業者等へ地域で不足する外来医療機能を担うよう申出書の提出を求める手続きの取扱について協議（書面）したところ、「令和６年４月１日以降検討する」との意見が多数であり、令和６年度の調整会議において今後の実施時期等を検討することとなっていたため、次のとおり整理する。

２　整理案

新規開業者及び既存の診療所（新規開業以外の者）に対して、備北地域で不足する外来医療機能を担うことについての申出書の提出を求めることは見送ることとする。

３　理由

（１）新規開業者の申出書提出

第８次広島県保健医療計画（令和６年３月策定）の一部として策定された広島県外来医療計画で「外来医師多数区域以外においても、地域の実情に応じて、外来医師多数区域と同じく、新規開業者に対して、地域で不足する外来医療機能を担うことについての申出書の提出を求めることができる」こととされ、書面協議では、新規開業者へ申出書の提出を求める意見が多数であったが、備北圏域においては、新規開業者が少なく、申出書提出を求めることにより、医療機関の開業を抑制する恐れがあるとの懸念を示す意見が複数あったことを考慮する。

（２）既存の診療所の申出書提出

既存の診療所に対する申出書の提出については、書面協議では、申出書の提出を求める意見が多数であったが、当圏域は、診療所が少ない中で、既に各機能を担っているため、申出書の提出は求めないという意見が複数あったことを考慮する。